

① 新居浜市に特別警報、危険警報、警報のいずれか（波浪警報・高潮警報を除く）が発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき		児童・生徒が〈学校〉にいるとき	
七時まで	台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。 	 今後の対応について保護者連絡	
十一時まで	【自宅待機】 	下校時刻等を変更して下校	学校で待機（授業）
午後以降	警報解除 ↓ 昼食後、登校 	警報継続 ↓ 臨時休業 	時刻や方法の保護者連絡  通常下校（警報解除）
クラブ	通常どおり開設	お休み	通常どおり開設

※警報が発表されていなくても、気象状況により、学校長の判断で下校を早めたり、臨時休業になった場合は、児童クラブは開設しません。

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
 【臨時休業】 児童クラブもお休み	 【児童・生徒の引渡し】 学校から連絡があるまで【臨時休業】 児童クラブもお休み
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 ↓ すべての安全確認後、学校から登校について連絡 ↓ 児童・生徒の学校登校	

※児童クラブ開設中に、①の警報が発表されたり、震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者にお迎えに来ていただきます。

◎土曜日、長期休み等の場合

午前7時の時点で、新居浜市に①の警報が発表されている場合



児童クラブはお休み。その後、警報が解除されてもクラブはお休みです。
警報に気付かず、児童がクラブに来る場合に備え、指導員1名以上が朝待機し対応する。

新居浜市に震度5弱以上の地震が発生した場合



児童クラブはお休み。
学校登校の許可が出るか、クラブから連絡があるまで、クラブはお休みです。